

議案第15号

長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

上記議案を提出します。

令和3年3月2日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第112号)の施行に伴い、
所要の改正を行うもの。

長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

長与町道路占用料徴収条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

	占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	円 510
	第2種電柱		790
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		460
	第2種電話柱		730
	第3種電話柱		1,000
	その他の柱類		46
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	450
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	270
	変圧塔その他これに類すもの及び公衆電話	1個につき 1年	910
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	1,900
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	910	
法第32条第1	外径が0.07メートル未満	長さ1メー	19

項第2号に掲げる物件	のもの		トルにつき 1年	
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの			27
	外径が0.1メートル以上0. 15メートル未満のもの			41
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			55
	外径が0.2メートル以上0. 3メートル未満のもの			82
	外径が0.3メートル以上0. 4メートル未満のもの			110
	外径が0.4メートル以上0. 7メートル未満のもの			190
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの			270
	外径が1メートル以上のもの			550
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1 平方メート ルにつき1 年	910
法第32条第1 項第5号に掲 げる施設	地下街及び地 下室	階数が1の もの	Aに0.005を乗 じて得た額	
		階数が2の もの		Aに0.008を乗 じて得た額
		階数が3以 上のもの		Aに0.01を乗じ て得た額
	上空に設ける通路			930
	地下に設ける通路			560
	その他のもの			910
法第32条第1 項第6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占有面積1 平方メート ルにつき1 日	19
	その他のもの		占有面積1 平方メート ルにつき1 月	190

道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	
	標識		1本につき1年	730	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19	
		その他のもの	1本につき1月	190	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900	
		その他のもの		930	
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1	910
	政令第7条第3号に掲げる施設			平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条			占用面積1	190

第5号に掲げる工事用材料		平方メートルにつき1月	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額
その他		そのつど町長が定める額	

附 則

(施行期日)

1 この条例は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長与町道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期に係る占用料について適用し、同日前の納期に係る占用料については、なお従前の例による。